

プロポーザル作品作成要領

1. プロポーザルによって特定される事業の業務

広報おた制作に関すること

2. プロポーザル内容

(1) 「広報おた」制作業務委託仕様書に則り、2 ページのサンプル制作を行う。

(2) プロポーザル作品は太田市が提供する資料を使用すること。ただし、提供以外のイメージ写真やイラストの使用も可とする。

※資料は参加資格結果通知とともに 12 月 9 日（火）にお渡しします。

なお、表紙の素材は各社でご用意ください。

(3) タイトル（太田市の広報の名称を示すもの）

「OTA」671 号 2026（令和 8）年 4 月 15 日号

※「OTA」のタイトルデザインは提供素材のデザインとする（671 号 2026（令和 8）年 4 月 15 日号も入れる）。タイトルの大きさ、形状、置き場所の指定は無い。

(4) サンプルページの概要

用紙：A 3

1 ページ目：表紙

- ・ 1 つの記事（広がれ！ハッピーの WA（広報おた令和 6 年 8 月 15 日号参照））で 1 ページを形成すること
- ・ ピックアップ記事を掲載すること
- ・ 提出は 2 案までとすること

2 ページ目：くらしのお知らせ

- ・ 全ての記事を掲載すること
- ・ 提出は 1 案のみとし、カラー（4 色）印刷して提出すること
※記事の見出しはその趣旨が変わらなければ変更して構わない。
- ・ 市民講座は流しの記事とするが、他の流し記事とは別枠と捉えてデザインすること

(5) 記事の表記については記者ハンドブック新聞用字用語集を参照すること

3. その他

プロポーザルによって決定した事業者への委託業務内容は仕様書を基本とする。